

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【公開番号】特開2009-67797(P2009-67797A)

【公開日】平成21年4月2日(2009.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-013

【出願番号】特願2008-249072(P2008-249072)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/92 (2006.01)

A 6 1 K 8/02 (2006.01)

A 6 1 Q 1/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/92

A 6 1 K 8/02

A 6 1 Q 1/10

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月16日(2011.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- 水性相、

- 化粧品組成物の全質量に対して少なくとも10質量%の、少なくとも1種の、5MPaを越える20 での硬さを示す硬蠟、

- 可逆的な固/液状態変化を示し、また23 において液体画分及び固体画分を含む、親油性脂肪化合物から選択される、少なくとも1種のペースト状化合物、及び

- 以下の組み合わせを含む1種又はそれ以上の乳化性界面活性剤：

・ 少なくとも1種のC<sub>10</sub>-C<sub>30</sub>アルキルホスフェート界面活性剤；及び

・ 少なくとも1種のC<sub>8</sub>-C<sub>24</sub>脂肪アルコールエーテル及びポリエチレングリコール、ここで該エーテルは1~19個のエチレンオキシド単位を含み、かつ25 にて<8なるHLBを示す、を含むことを特徴とする、化粧品組成物。

【請求項2】

前記組成物が、少なくとも1種のオイルを含む、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記硬蠟/(前記ペースト状化合物+存在してもよい前記オイル)の質量基準での比が、2~8なる範囲内にある、請求項1又は2記載の組成物。

【請求項4】

- 水性相、

- 少なくとも1種の、5MPaを越える20 での硬さを示す硬蠟、

- 可逆的な固/液状態変化を示し、また23 において液体画分及び固体画分を含む、親油性脂肪化合物から選択される、少なくとも1種のペースト状化合物、及び

- 存在してもよい少なくとも1種のオイル

を含み、該硬蠟/(該ペースト状化合物+存在してもよい該オイル)の質量基準での比が、2~8なる範囲内にあることを特徴とする、化粧品組成物。

【請求項5】

前記ペースト状化合物及び前記オイルの全量が、前記組成物の全質量に対して1質量%を越える範囲内にある、請求項2~4の何れか1項に記載の組成物。

【請求項6】

前記硬蠟が、カルナウバ蠟、キャンデリラ蠟、ワックスBIS-PEG-12ジメチコンキャンデリレート(DIMETHICONE CANDELILLATE)、水添ホホバワックス、水添パーム油、米糠ワックス、スマック(漆)ワックス、セレシンワックス、ローレルワックス、イボタ蠟、セラックワックス、水添オリーブ油、C12~C18鎖の脂肪アルコールでエステル化したオリーブ油の水添により得られるワックス、セチル又はベヘニルアルコールでエステル化したヒマシ油の水添により得られるワックス、水添カメリンワックス、オーリキュリーワックス、モンタン蠟、オゾケライト蠟、マイクロクリスタリンワックス、ラウリン酸、パルミチン酸、セチル酸及びステアリン酸のトリグリセライド、ポリメチレンワックス、ポリエチレンワックス、アルコール/ポリエチレンワックス、95/5エチレン/アクリル酸コポリマー、ヒドロキシオクタコサニルヒドロキシステアレート、オクタコサニルステアレート、ステアリルステアレート、ペンタエリスリトールジステアレート、ジベヘニルアジペート、ジオクタデシルアジペート及びジ-エイコサニルアジペートの混合物、ジラウリルアジペート及びジテトラデシルアジペートの混合物、ジオクタデシルセバケート、ジドコシルセバケート及びジエイコシルセバケートの混合物、ジオクタデシルオクタデカンジオエート、ジドコシルオクタジオエート及びジエイコシルオクタジオエートの混合物、ペンタエリスリチルテトラステアレート、テトラコニルステアレート、ステアリルベンゾエート、ベヘニル fumarate、ジ-(トリメチロール-1,1,1-プロパン)テトラステアレート、ジドリアコニルジステアレート、4個のエチレンオキシド単位を持つポリエチレングリコールのモンタネート、ヘキサジオールジサリチレート、ジペンタエリスリトールヘキサステアレート、ジトリメチロールプロパンテトラベヘネート、ホホバエステル、直鎖(C20-40)カルボン酸/飽和炭化水素混合物、フィッシャー-トロブシュ型の合成ワックス、セチルアルコール、ステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、ジオクタデシルカーボネート、及びサッカロースポリベヘネートから選択される、請求項1~5の何れか1項に記載の組成物。

【請求項7】

前記ペースト状化合物が、

- ラノリン及びその誘導体、
  - ポリマー型又は非-ポリマー型のシリコン化合物、
  - ポリマー型又は非-ポリマー型のフッ素化合物、
  - ビニルポリマー、特に
    - ・オレフィンのホモポリマー、
    - ・オレフィンのコポリマー、
    - ・水添ジエンのホモポリマー及びコポリマー、
    - ・好ましくはC<sub>8</sub>-C<sub>30</sub>アルキル基を持つ、アルキル(メタ)アクリレートの、直鎖又は分岐、ホモ又はコポリマー型のオリゴマー、
    - ・C<sub>8</sub>-C<sub>30</sub>アルキル基を持つ、ビニルエステルのホモポリマー又はコポリマー型のオリゴマー、
    - ・C<sub>8</sub>-C<sub>30</sub>アルキル基を持つ、ビニルエーテルのホモポリマー又はコポリマー型のオリゴマー、
  - 1種又はそれ以上のC<sub>2</sub>-C<sub>100</sub>、好ましくはC<sub>2</sub>-C<sub>50</sub>ジオール間のポリエーテル化によって得られる油溶性ポリエーテル、
  - エステル及びポリエステル、及び
  - これらの混合物、
- から選択される、請求項1~6の何れか1項記載の組成物。

【請求項8】

前記オイルが、揮発性又は不揮発性であり、また炭化水素油、シリコン油、フッ素化オイル、及びこれらの混合物から選択される、請求項2~7の何れか1項に記載の組成物。

## 【請求項 9】

前記組成物が、以下の組み合わせを含む1種又はそれ以上の乳化性界面活性剤を含有する、請求項4記載の組成物：

- 少なくとも1種の $C_{10}$ - $C_{30}$ アルキルホスフェート界面活性剤；及び
- 少なくとも1種の $C_8$ - $C_{24}$ 脂肪アルコールエーテル及びポリエチレングリコール、ここで該エーテルは1~19個のエチレンオキシド単位を含み、かつ25 にて<8なるHLBを示す。

## 【請求項 10】

有効量の、請求項1~9の何れか1項に記載の組成物を、ケラチン質繊維に適用することからなる、ケラチン質繊維、例えば睫毛のメイクアップ方法。